

石川県公報

令和3年9月10日

第13438号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○入札公告 (教育委員会事務局)	8
○県道の区域の変更 (道路整備課)	1	選挙管理委員会	
○一般国道の供用の開始 (同)	1	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数	9
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	2	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数	9
○都市計画の変更 (都市計画課)	2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	10
公 告		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数	10
○入札公告 (危機対策課)	3	公安委員会	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	4	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	10
○業務委託に係る技術提案書の募集公告 (道路整備課)	6		
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	8		

告 示

石川県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1771300918	株式会社スパーテル	もものはな訪問介護 野々市市矢作3丁目10番	令和3年 9月1日	訪問介護
1771300926	株式会社Smile-LAB.	訪問介護事業所へいわード 野々市市矢作1丁目120 SunnyDays106号室	令和3年 9月1日	訪問介護

石川県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年9月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
瓜 生 能 瀬 線	河北郡津幡町字瓜生ハ5番2地先から 河北郡津幡町字瓜生ハ5番2地先まで	旧	8.12～15.00 4.1	
		新	8.12～15.00 4.1	

石川県告示第361号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示す

る。

なお、その関係図面は、令和3年9月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	輪島市門前町黒島町ハ5番地先から 輪島市門前町黒島町ハ30番9地先まで	令和3年9月10日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和3年9月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	輪島市門前町黒島町ハ5番地先から 輪島市門前町黒島町ハ30番9地先まで	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年9月10日

石川県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所
白山都市計画道路 3・5・28号千代尼線	変更した区域 白山市布市一丁目の一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画道路 3・5・29号恵比寿通り線	変更した区域 白山市布市一丁目、若宮一丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

令和3年度石川県原子力防災訓練支援・評価業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和3年12月28日まで

(4) 実施日及び場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

石川県原子力防災訓練支援業務委託にかかる一切の経費を含めた金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国または地方公共団体と、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に原子力防災訓練におけるオフサイトセンター運営訓練において当該業務と同種の業務を履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、令和3年9月22日（水）までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課防災対策グループ 電話番号 076-225-1482

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和3年10月6日（水）午後2時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和3年10月6日（水）午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査

この公告による入札に参加を希望する者は、2の(4)に係る事項を証明する書類を令和3年9月22日(水)までに石川県危機管理監室危機対策課防災対策グループに提出すること。

(5) 契約書の要否

要

(6) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン野々市

野々市市白山町205番1 外2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 田中 敬士

東京都港区芝浦一丁目2番3号

(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 西野 敏哉

東京都港区芝浦一丁目2番3号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社大創産業

代表取締役 矢野 博文

広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

ほか5者

(変更後) 株式会社大創産業

代表取締役 矢野 靖二

広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

ほか5者

3 変更の年月日

(1) 令和2年7月6日

(2) 平成30年11月1日 ほか

4 変更する理由

- (1) 代表者変更のため
- (2) 代表者変更、小売業者入替及び小売業者退店のため

5 届出年月日

令和3年8月5日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年9月10日から令和4年1月10日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和4年1月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ津幡

河北郡津幡町北中条5-25 外87筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ア 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 田中 敬士

東京都港区芝浦一丁目2番3号

イ 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 白石 正

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) ア 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 西野 敏哉

東京都港区芝浦一丁目2番3号

イ 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂

代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市西今町1番地

ほか17者

(変更後) 株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

ほか17者

3 変更の年月日

- (1) ア 令和2年4月1日

イ 令和3年4月1日

- (2) 令和3年8月31日

4 変更する理由

- (1) 設置者の社名変更及び代表者変更のため
- (2) 代表者変更、名称変更及びテナント入替のため

- 5 届出年月日
令和3年8月20日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和3年9月10日から令和4年1月10日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年1月10日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢フォーラス
石川県金沢市堀川新町52番 外
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社ヌーヴ・エイ
代表取締役 松崎 充広
東京都渋谷区神泉町8番16号
ほか21社
(変更後)株式会社ヌーヴ・エイ
代表取締役 松崎 充広
東京都渋谷区神泉町8番16号
ほか15社
 - 3 変更の年月日
令和3年4月1日 ほか
 - 4 変更する理由
小売業者の変更等のため
 - 5 届出年月日
令和3年8月31日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和3年9月10日から令和4年1月10日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年1月10日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり技術提案書の提出を募集する。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
石川県冬期道路気象予測業務
 - (2) 業務内容

本業務は、冬期の気象情報の各種(降雪・気温)予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木(総合)事務所及び県除雪契約業者等に配信するものである。

(3) 履行期限

令和4年3月31日

2 参加資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 参加表明の提出期限の翌日から随意契約時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 気象業務法(昭和27年法律第165号)第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たすこと。

ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。

イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。

ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。

- (7) 技術提案書は1者1件とする。

3 技術提案募集要領の配布場所等

- (1) 配布場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部道路整備課 雪寒・安全対策グループ

電話番号 076-225-1727

- (2) 配布方法

(1)の配布場所において配布

4 技術提案書の提出場所等

- (1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先

3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。

- (2) 技術提案書の提出期限

ア 提出期限 令和3年9月24日(金)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 技術提案の参加表明

- (1) 表明期限 令和3年9月17日(金)午後5時

- (2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。

6 技術提案書の採否及び契約

- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。

- (2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 手続における交渉の有無
無
- (4) 契約保証金
免除
- (5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提出書類等の作成に要する経費は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。
- (6) その他詳細は、技術提案書募集要領による。

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
羽咋市鶴多町亀田46番1	幅員 6.00m 延長 35.83m	羽咋市千里浜町イ30番地1 グリーンホーム株式会社	令和3年8月18日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
明治期地籍図修復及び保存容器作製業務委託 一式
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和3年度競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

3 入札説明書の配布方法等

(1) 配布期間

令和3年9月10日(金)から同月21日(火)午前10時まで

(2) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/koukoku/chisekizu/202109chisekizu.html>

(3) 入札者に要求される義務

受託者に必要な実績・技術等の確認を行うため、あらかじめ電話にて4(1)に問合せを行うこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号

石川県立図書館

電話番号 076-223-9565

(2) 入札書の受領期限

令和3年9月21日(火)午前10時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(3) 開札の日時

令和3年9月21日(火)午前10時

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書の要否

要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年9月10日

石川県選挙管理委員会

18,935人

石川県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,344人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 55 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,598人
七 尾 市 選 挙 区	14,588人
小 松 市 選 挙 区	29,433人
輪 島 市 選 挙 区	7,494人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	11,294人
加 賀 市 選 挙 区	18,475人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,738人
か ほ く 市 選 挙 区	9,889人
白 山 市 選 挙 区	31,119人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,059人
野 々 市 市 選 挙 区	14,538人
河 北 郡 選 挙 区	17,702人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,720人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,939人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 56 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和3年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,344人

公 安 委 員 会**石川 県 公 安 委 員 会 告 示 第 100 号**

石川 県 公 安 委 員 会 が 行 う 交 通 の 規 制 (昭 和 47 年 石 川 県 公 安 委 員 会 告 示 第 48 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令和3年9月10日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)輪島警察署管内の表58の項を次のように改める。

58	削 除
----	-----